

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 314,800	円 342,000	円 429,000	円 570,400	円 771,000	円 999,400	1 付加利用料金  入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額  2 電気料及び暖房料  (1) 電気料  機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合又は冷房若しくは暖房を使用する場合には
		平日	1階のみ使用	258,300	280,400	351,700	467,600	632,100	819,600	
		その他の日	1階及び2階を使用	261,800	285,000	367,600	474,400	652,500	841,900	
			1階のみ使用	214,800	233,800	301,500	389,200	535,300	690,700	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日	89,500	97,800	122,200	163,200	220,100	285,300		
		その他の日	74,700	81,500	101,800	135,700	183,400	237,500		
附属展示場		土曜日及び休日		58,900	65,800	81,700	109,900	147,500	191,600	
		その他の日		49,500	54,900	68,400	91,100	123,300	159,500	
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		26,800	28,800	36,200	48,150	65,000	84,350	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		22,050	24,100	30,100	40,150	54,250	70,250	
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		12,130	13,260	16,560	22,080	29,840	38,640	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		10,310	11,080	14,000	18,430	25,110	32,400	



第1ロッカー室	1,200	1,330	1,610	2,130	2,940	3,750	2主催者控室及び第3主催者控室に限る。)において、実費を基準として知事が定める額
第2ロッカー室	1,200	1,330	1,610	2,130	2,940	3,750	
第1シャワー室	510	510	680	910	1,190	1,590	
第2シャワー室	510	510	680	910	1,190	1,590	
特別室	1時間までごとに2,660円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区分	普通利用料金						特別利用料金	
	9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで		
催事場	A会議室	円 8,170	円 8,970	円 11,120	円 14,870	円 20,090	円 25,980	電気料 機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（第3会議室、第4会議室及び第5会議室に限る。）又はエアコンディショナーを使用する場合（A会議室及びB会議室に限る。）においては、実費を基準として知事が定める額
	B会議室	4,960	5,370	6,710	8,970	12,080	15,680	
	C会議室	1,100	1,100	1,490	1,870	2,570	3,350	
会議場	特別会議室	33,640	36,720	45,910	61,210	82,630	107,120	
	第1会議室	6,730	7,340	9,170	12,230	16,510	21,400	
	第2会議室	8,970	9,790	12,240	16,340	22,040	28,580	
	第3会議室	16,850	18,340	22,950	30,600	41,300	53,560	
	第4会議室	33,640	36,720	45,910	61,210	82,630	107,120	
	第5会議室	16,850	18,340	22,950	30,600	41,300	53,560	
	第6会議室	8,970	9,790	12,240	16,340	22,040	28,580	
	第7会議室	10,100	11,020	13,760	18,340	24,790	32,100	
	第8会議室	17,960	19,580	24,480	32,640	44,060	57,130	
	第9会議室	33,640	36,720	45,910	61,210	82,630	107,120	
第10会議室	20,190	22,020	27,540	36,720	49,560	64,260		
特別室	1時間までごとに2,660円							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものを使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考
催事 場	舞台 設備	せり上げ舞台	1式 円 13,390	
		演台	1卓 580	花台を含む。
		舞台用幕	1式 6,700	
	音響 設備	放送設備	1式 4,280	20チャンネル音響調整ワゴン、マイクロホン1本付き
		演奏ワゴン	1式 2,420	マイクロホン2本付き
		コンパクトディスクプレーヤー	1台 1,020	
		ミニディスクプレーヤー	1台 1,020	
		DVDプレーヤー	1台 1,020	
		はね返りスピーカー	1組 740	
		マイクロホン	1本 580	
		携帯用拡声器	1式 800	マイクロホン2本付き
	照明 設備	フットライト	1列 740	
		アッパーホリゾントライト	1列 1,150	
		ロアホリゾントライト	1列 580	
		ボーダーライト	1列 910	
		サスペンションライト	1列 1,150	
		シーリングライト	1列 1,790	
		シーリングライト(リング上)	1列 910	
		スタンド式ライト	1組 310	
		クセノンピンスポットライト	1台 6,280	
	映像 設備	ビデオカメラ	1台 1,910	
		WEBカメラ	1台 1,910	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台 990	
スクリーン		1台 530		
スポ ーツ 用具	テニス用具	1式 680	ボール及びラケットを除く。	
	バレーボール用具	1式 680	ボールを除く。	
	バドミントン用具	1式 430	シャトルコック及びラケットを除く。	

等	卓球用具	1 式	850	ボール及びラケットを除く。	
	電光表示盤	1 式	5,990	2 面 1 式	
その他	ピアノ	1 台	4,560		
会議場	音響設備	マイクロホン	1 本	580	
		無線式音声受信機	1 台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,020	
		DVDプレーヤー	1 台	1,020	
		携帯用拡声器	1 式	800	マイクロホン 2 本付き
	照明設備	ピンスポットライト	1 台	1,580	
	映像設備	液晶プロジェクター 1	1 台	3,300	スクリーン (200インチ) 付き
		液晶プロジェクター 2	1 台	890	スクリーン (100インチ) 付き
		プラズマディスプレイ 50型	1 台	1,260	
		液晶ディスプレイ 65型	1 台	1,260	
		ビデオカメラ	1 台	1,910	
		WEBカメラ	1 台	1,910	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,500	
		スクリーン	1 台	530	
その他	レーザーポケットマーカー	1 台	130		
	ポータブルステージ	1 台	470		
	インターネット設備	1 式	530		

備考 1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

## 2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日